

身延町地域おこし協力隊募集要項

目的

身延町では意欲と情熱がある都市部の住民を受け入れ、その視点や発想を活かし本町活性化に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

募集内容

1. 募集人数 2名
2. 採用期間 任用開始日から令和6年3月31日（最長3年まで延長）
3. 募集対象
 - (1) 概ね年齢18歳以上50歳未満の方
 - (2) 三大都市圏内の都市地域又は指定都市に現に住所を有し、採用後、身延町内に住民票を異動できる方（地域要件については総務省ホームページ参照）
 - (3) 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方
 - (4) 地域の特性や風習を尊重し、異なる価値観を持つ人たちとも円滑なコミュニケーションを図りながら積極的に企画・提案・実施ができ、求められた業務に対して誠実に取り組める方、活動に取り組むことができる方
 - (5) パソコンの基本操作（ワード・エクセル・パワーポイント等）ができる方
 - (6) 心身が健康で、かつ地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、地域と協働することができる方
 - (7) 協力隊としての活動期間終了後も身延町に定住し、就業・起業しようとする意欲を持つ方
 - (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

活動内容

主な業務は以下のとおりです。

- (1) あげぼの大豆振興協議会の事業補助
- (2) あげぼの大豆の栽培（農作業）
- (3) あげぼの大豆の特性などの研究
- (4) あげぼの大豆を使った商品開発・販売促進
- (5) あげぼの大豆産地フェア等イベントスタッフ
- (6) あげぼの大豆をツールとした地域の活性化
- (7) その他町長が必要と認めること。

雇用条件

1. 活動の拠点

身延町役場産業課

2. 委嘱形態

身延町が会計年度任用職員として雇用し、町長が身延町地域おこし協力隊として委嘱します。

3. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数 週 5 日
- (2) 勤務時間 8時30分から17時00分
- (3) その他 有給休暇制度あり

4. 報酬の額

報酬は、基本的に時給 1, 107円～1, 137円とします。
町の規定に基づき、6月と12月に期末手当を支給します。

5. 保険等の加入

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

6. 活動に要する経費の負担

町の予算の範囲内の額で、報酬とは別に下記の経費を支出します。

- (1) 住居の家賃（光熱水費は個人負担となります）
- (2) 車両の燃料費（活動使用分）
- (3) 研修費・出張等に係る旅費
- (4) 活動に要する消耗品
- (5) その他活動に要する経費

7. 副業の取り扱いについて

公務に支障がないと認められる範囲で、町長の許可を得たうえで副業に従事することができます。

8. 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など）

応募方法

応募方法については、別に示す「募集案内」を参照してください。